

確定申告書を作成される人へ～国税庁ホームページ～

## 「確定申告書等作成コーナー」 で「申告書」が作成できます！

国税庁ホームページ



金額等を入力してね



### 自分で簡単に 申告書が作成できる

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成が終わったら…

印刷して郵送等で提出



### 書面提出

作成した申告書等のデータは、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

インターネットで送信



### e-Tax

国税電子申告・納税システム  
e-Taxならこんなにいいこと  
①作成コーナーから電子申告  
②添付書類の提出省略  
③還付金がスピーディー

# 確定申告

## 所得税・市県民税の主な変更点

### 個人住民税における 住宅ローン控除の延長・拡充

個人住民税の住宅借入金等特別控除は、居住年の適用期限を平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長することになりました。また、この間の平成26年4月1日から平成29年12月31日までに居住を開始した人は、住宅借入金等特別控除の限度額が97,500円から136,500円(注)に拡大されることとなりました。所得税は平成26年分から、個人住民税は平成27年度から適用されます。

(注)平成26年4月から平成29年12月までの入居で住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税などの税額が、8%(10%)である場合の金額です。

### 上場株式等の譲渡所得等および 配当所得に係る10%軽減税率の廃止

平成25年12月31日まで延長されていた上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する10パーセント軽減税率(所得税7パーセント、住民税3パーセント)の特例について、平成26年1月1日以降は、本則税率20パーセント(所得税15パーセント、住民税5パーセント)が適用されます。所得税は平成26年分から、個人住民税は平成27年度から適用されます。  
※平成25年から平成49年までは、所得税に復興特別所得税が加算されます。

## 島原税務署からのお知らせ

### 平成26年分の申告期限と納期限

- 所得税および復興特別所得税・贈与税…3月16日(月)
  - 個人事業者の消費税および地方消費税…3月31日(火)
- 島原税務署では、確定申告相談会場を2月9日(月)から開設します(土日、祝日は休み)。受付時間は、午前9時から午後4時です(受付終了間際は大変混雑しますので、お早めにご来場ください)。

申告期間 **2月16日(月)～3月16日(月)**

所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告をお忘れなく！

今年も所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告時期が近づいてきました。

10・11ページの日程で、申告・相談の受け付けを行います。早めの準備と、やむを得ない場合を除き、指定日時での申告をお願いします(土日は休み)。



## 市県民税の申告

### ◎申告が必要な人

原則として、平成27年1月1日現在で南島原市に住所がある人は、以下の(1)から(3)に該当する人を除き申告が必要です。国民健康保険加入世帯においては保険税減額判定のため、また所得証明書など公的証明書が必要な人も申告が必要となりますので、収入がない場合も必ず申告を行ってください。

※給与と所得者で給与以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。

- (1)税務署へ確定申告をした人
- (2)前年中の所得が給与だけの人で、勤務先から給与と支払報告書が南島原市に提出されている人
- (3)前年中の所得が公的年金だけの人で、年金支払者から公的年金等支払報告書が南島原市に提出されている人

※(2)、(3)の該当者であっても、雑損控除・医療費控除などの控除を受ける場合には、申告が必要です。

## 所得税の確定申告

### ◎申告が必要な人

- (1)平成26年中の合計所得が、各種所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)の合計を超える人
- (2)給与の年収が2,000万円を超える人
- (3)土地や建物などを売った人
- (4)1カ所から給与を受けていて、給与と所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える人
- (5)2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計が20万円を超える人

### ◎申告に必要なもの

- 印かん
- 源泉徴収票原本(給与や年金収入のある人)
- 収入、支出が明らかになる帳簿、領収書など所得算定に必要なと思われる書類
- 控除を受ける国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料の支払証明書、医療費領収書など(医療費控除を受ける場合は、個人別、病院別に領収書を仕分けしてください)
- 金融機関預金通帳(還付時の口座確認のため)

## 消費税に関する相談会の実施

- 受付時間：午前9時～午後4時
- 受付会場：確定申告会場と同じになります。

期 日	受 付 会 場
2月16日(月)	口 之 津 庁 舎
2月17日(火)	総合福祉センター「希望の里」
2月19日(木)	有 家 庁 舎
2月23日(月)	南 有 馬 庁 舎
2月24日(火)	西 有 家 庁 舎

確定申告で不明な点は、税務署や市役所税務課または各支所で記載方法などの相談を行っていますので、必要な書類を準備してお越しください。

毎年3月に入ると窓口は大変混み合います。早めに申告書の提出をお願いします。

問 税 務 課 ☎050(3381)5023  
島原税務署 ☎0957(62)3281  
(自動音声でご案内します)

- 確定申告に関するお問い合わせは「0」
- 国税に関する一般的なご相談は「1」
- 税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合は「2」